

## 議員提出議案第 13 号

### 脳脊髄液減少症の診断・治療法の確立を求める意見書

脳脊髄液減少症は、交通事故やスポーツ外傷等による身体への強い衝撃が原因で、脳脊髄液腔から脳脊髄液が漏れ、減少することによって引き起こされ、頭痛、めまい、耳鳴り、倦怠感等、多種多様な症状が複合的に現れる疾患です。

今年 4 月、厚生労働省より、脳脊髄液減少症と診断される前の検査費用は保険請求できるとの事務連絡が発出されました。これは、本来、検査費用は保険請求できるはずのものが、地域によっては取扱いが異なっていたことから、それを是正するために出されたものであり、患者とその家族にとっては朗報でした。しかし、脳脊髄液減少症の治療に有効であるとされているブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入）については、いまだ保険適用されず、高額な治療費負担により、患者及びその家族は依然として厳しい環境におかれています。

平成 19 年度から開始された「脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究」事業（当初 3 年間）は、症例数において中間目標である 100 症例達成のため、改めて研究事業が採択・延長され、遂に本年 8 月、中間目標数を達成し本格的な研究に着手しました。

以上のことから、国においては、脳脊髄液減少症の診断及び治療の確立について早期に実現するよう、下記の事項について強く要望します。

#### 記

- 1 「脳脊髄液減少症の診断・治療法の確立に関する研究」事業においては、本年度中に、脳脊髄液減少症の診断基準を定めること。また、来年度には、ブラッドパッチ療法による治療を含めた診療指針（ガイドライン）を策定し、ブラッドパッチ療法を脳脊髄液減少症の治療法として確立し、早期に医療保険の適用対象とすること。
- 2 脳脊髄液減少症の治療（ブラッドパッチ療法の施行等）を、災害共済給付制度、労働者災害補償保険、自動車損害賠償責任保険の対象に加えること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 22 年 12 月 14 日提出

提出者 さいたま市議会議員 青羽 健仁  
同 細川 邦子

	同	花岡能理雄
	同	山崎章
	同	松本敏雄
賛成者	さいたま市議会議員	武笠光明
	同	高柳俊哉
	同	輿水恵一
	同	神田義行
	同	関根隆俊
	同	長谷川浄意